

平成28年度鎌倉芸術館指定管理業務 第4期(第3四半期)実績評価書(10月から12月まで)

① 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務

施設利用申請件数	803 件	16,547,400 円
付属利用件数	940 件	15,140,500 円
減免申請件数	108 件	1,536,870 円
還付申請件数	35 件	△ 208,250 円
施設利用率(全体)	92.4 %	
施設回転率(全体)	73.2 %	
施設利用件数	2,032 件	
来場者数	239,097 人	
(1) 施設抽選会		
平成29年1月から平成29年9月まで大規模改修により休館するため、第3四半期(10月～12月)はホール・ギャラリーだけの抽選でしたが、大きな混乱もなく実施できました。 機械による自動抽選を実施しました。参加214組。		
(2) 施設利用承認等事務		
利用料金の徴収、利用申請後の利用変更や取消による還付の手続きは、適正に行われていました。		
(3) 施設利用料の徴収及び使用料の還付事務		
施設利用料の徴収及び還付、減免措置は、条例等の規定を遵守し、適切に事務処理が行われました。利用の変更や取消による還付手続き、また、それに伴い発生する市が負担した減免措置の返還手続についても、適切な処理が行われました。		
(4) 利用者からの意見対応		
利用者からの意見や要望に対しては、指定管理者がきめ細かく対応し、特に大事に至ったケースはありません。窓口での接客、電話対応、公演時の案内等の対応についても、利用者からは、良い評価を得ています。		

② 施設等及び物品の維持管理に関する業務

保守点検日	0 日
休館日	8 日
(1) 施設管理に関する項目	
別紙「施設管理に関する項目:チェック表」のとおり確認	
(2) 舞台設備等	
舞台設備等管理業務に関しては、特段の支障はなく、スムーズに実施されました。 また、舞台・音響・照明設備、各種ピアノの保守点検業務は、日常点検を始め、各種定期点検を計画的に実施し、適切に業務が行われました。	
(3) 24時間有人管理	
設備及び警備業務の24時間有人管理は、今期も継続され、適切な管理運営を行いました。	

③ 芸術文化の振興に関する業務

自主事業売上	60,000 円
発売中の公演	1 公演
(1) 公演のチケット発売	
1 9月4日	NHK交響楽団
販売受託分について10月に収入がありました。	
(2) 公演の実施	
10月～12月に実施の自主公演はありません。	
(3) チケットの発売	
10月～12月に実施の自主公演はありません。	
(4) 公演情報の周知	
10月～12月に実施の自主公演はありません。	

④ その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

(1) 市町村文化施設などの地域との連携に関する業務	
① 湘南地域文化施設連絡協議会等	
11月22日	湘南地域文化施設連絡協議会
② 市内公共施設との連絡	
市内公共施設との連絡調整について、交流を図り、文化事業の周知を行いました。	
(2) 芸術館で開催する公演のチケット発券に関する業務	
① 施設利用者のチケットの販売業務	
芸術館利用者のチケット販売に関しては、芸術館利用者へのサービスの一環として、チケット販売委託業務を行い、ホームページ等による広報活動も行いました。	
② チケットの作成業務	
芸術館利用者へのサービスとしてチケットの作成業務を行いました。	

(3) 情報紙の発行やホームページの作成など広報業務

① 情報紙の発行

10月～12月に情報誌の発行はありません。

発行済みの鎌倉芸術館イベントニュース2016年秋冬号(9・10・11・12月)は市役所を含む市内公共施設に引き続き配架しました。

② ホームページの作成

独自のホームページにより情報提供を行いました。内容も、お知らせだけにとどまらず、公演や記者会見の様子などもアップして、鎌倉芸術館の様々な面を公表しています。また、フェイスブックを活用するなど情報提供に工夫しています。

③ 広報かまくら等への情報提供

広報かまくらへ12月1日号に休館の情報の提供を行いました。

④ 鎌倉芸術館友の会

鎌倉芸術館友の会(会費無料)の運営を行いました。

(4) 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務

① 業務日報・月報のとおり、利用状況、入場者数など統計の報告が行われました。

② 今期は自主公演の実施がないため、来場者アンケートは実施していません。

⑤ 全体評価

第4期指定管理期間の指定管理業務について、次のとおり評価します。

業務内容を十分に理解し、余裕のある対応をされています。

(1) 芸術館の利用承認等業務

利用承認事務については、今期においても公平で適正な事務処理が行われました。

施設利用率も高水準を維持しており、全体的に積極的な運営がなされています。

(2) 施設等維持管理業務

施設の維持管理業務に関しては、施設の安全性や快適性にも十分配慮し、業務基準に適合した業務が行われました。舞台管理業務も、舞台設備の日常点検を始め、施設利用においても、利用者サイドに立った業務を行い、良好な管理業務を実施したと判定します。

(3) ホームページなどによる情報の提供など各業務が、今期においても引き続き実施されました。

総評として、今期は、上記のとおり各指定管理業務について業務の水準を満たしていると判定します。

平成28年度 第3四半期判定評価表

【鎌倉芸術館】

No	判定評価項目	判定点	10月	11月	12月	計
1	定例の報告が次回報告すべき時期まで報告されなかった。(業務日報を除く)	3	○	○	○	
2	期日を定められた報告の10日以上が遅延(事前の遅延に対する了解がある場合を除く)	3	○	○	○	
3	業務報告内容の不備(あらかじめ報告として求められている内容が示されない・添付されない)	3	○	○	○	
4	報告内容に虚偽がある	40	○	○	○	
5	利用者からのクレーム原因となった事由の原因が相当な場合	3	○	○	○	
6	利用者からのクレーム後の処理が不適切で再クレームがあった場合	3	○	○	○	
7	館内における利用者の事故に対する処理が不適切	3	○	○	○	
8	協定等で定められたことに対し、正当な理由無く甲の指示・指導に従わない	10	○	○	○	
9	協定書等あるいは仕様書とおりの業務の遂行がされない(予定業務の未実施、不履行)	20	○	○	○	
10	故障等の放置及びその報告の遅れにより業務に支障が出た	10	○	○	○	
11	安全措置の不備による事故の発生	30	○	○	○	
12	個人情報の漏洩	100	○	○	○	
13	災害に対する対応が不備	3	○	○	○	
14	法定点検・定期点検結果の10日以上での報告の遅れ	3	○	○	○	
15	法定点検等の結果報告の遅延により、施設利用上の支障が出た場合	10	○	○	○	
16	乙の責により利用者に重大な悪影響を及ぼす事態の発生等	20	○	○	○	
17	業務の放棄・市との連絡調整を長期にわたり行わない	100	○	○	○	
18	市と指定管理者が協議に基づき具体的に定める事項について市からの指導・指示に従わず、業務の遅延が出た	20	○	○	○	
19	業務の怠慢(協定等で定める業務を指示・指摘を受けなければ行わない、指摘による期日を守らない)	30	○	○	○	
20	施設の管理瑕疵により利用者に事故等が発生した場合	20	○	○	○	
21	指定管理者の責により予定していた芸術文化事業が中止となった場合	20	○	○	○	
22	清掃業務の仕上がりに対して妥当な指摘事項があり、手直しを行う事例が2回以上あった	10	○	○	○	
23	関係者(その範囲については、市が定める)への連絡不備等	3	○	○	○	
24	施設利用者等への対応不備	20	○	○	○	
		487	0	0	0	0

平成28度 施設管理に関する項目【チェック表】 四半期分(10～12月分)		
項 目	点検内容	チェック欄
1 総括管理業務	日報・月報	☒ ☒
2 設備機器保守運転業務		
ア 電気設備保守運転等業務	日報・月報	☒ ☒
イ 空気調和設備保守運転等業務	日報・月報	☒ ☒
ウ 給排水衛生設備保守運転等業務	日報・月報	☒ ☒
エ 機器計器等点検業務	日報・月報	☒ ☒
3 保安警備業務	日報・月報	☒ ☒
4 清掃業務	日報・月報	☒ ☒
5 定期清掃業務	適宜報告	☒
6 環境衛生管理業務	日報・月報	☒ ☒
7 駐車場管理業務		
ア 駐車場運営業務	日報	☒
イ 機械駐車設備保守点検業務	月1回	☒
ウ 駐車管制設備保守点検業務	1回 12/7実施	☒
8 受付案内業務	月報	☒
9 舞台等管理業務	日報・月報	☒ ☒
10 舞台照明設備保守点検業務	1回の定期点検 10/6～7実施	☒
11 舞台音響設備保守点検業務	1回の定期点検 大小H10/3～4実施	☒
12 舞台機構設備保守点検業務	通常定期点検整備(1回)	☒
13 構内電話設備保守点検業務	点検は1回 11/9実施	☒
14 昇降機設備法定点検業務	月1回	
	高速乗用昇降機4台	☒
	中速荷物用昇降機1台	☒
15 エスカレーター設備法定点検業務	月1回	☒
16 消防用設備法定点検業務	1回	
	外観・機能点検 一式(6カ月点検) 11/9～12/7実施	☒
	法定点検報告書作成 一式(消防提出用)	—
17 身体障害者用昇降機設備法定点検業務	月1回	☒
18 直流電源設備法定点検業務	1回	
	簡易点検 12/7実施	☒
19 非常用発電設備法定点検業務	1回	
	外観機能・作動点検 一式 12/7実施	☒
20 シャッター設備保守点検業務	年1回 11/9実施	
	駐車場入口スチールシャッター 一式	☒
	大ホール搬入口スチールシャッター 一式	☒
	小ホール搬入口スチールシャッター 一式	☒

平成28度 施設管理に関する項目【チェック表】 四半期分(10～12月分)		
項 目	点検内容	チェック欄
21 ピアノ保守点検業務(カワイ)		
グランドピアノ(カワイ)	EX 1回 11/21実施	☒
	RX-6 1台 年6回 11/14実施	☒
22 ピアノ保守点検業務(スタインウェイ)	モデルD型 1回 11/8,9実施	☒
23 ピアノ保守点検業務(ベーゼントルファ)	Mod.290 1回 11/7実施	☒
24 ピアノ保守点検業務(ヤマハ)		
グランドピアノ(ヤマハ)	CF-ⅢS 1台 1回 11/8・9実施	☒
	S700E 1台 1回 11/14実施	☒
	C7E 1台 1回 11/8実施	☒
アップライトピアノ(ヤマハ)	HQ31RS 1台 1回 11/14実施	☒
	UX30A 1台 1回 11/14実施	☒
	U30A 3台 1回 11/8実施	☒
25 ホール椅子保守点検業務	適宜報告	☒
26 外構内庭植栽管理業務	中庭清掃工 1回以上 11/9実施	☒
27 機械警備業務	月1回 適宜	☒
28 自動ドア設備保守点検業務	DS型身体障害者用自動ドア6台 1回 12/7実施	☒
29 弱電設備保守点検業務	年1回 12/7実施	☒
30 公共建築物定期点検業務	建築物・建築設備 3年以内ごと	—
	昇降機 1年以内ごと(毎月の法定点検で実施)	—
31 簡易専用水道検査業務	年1回 12月実施	☒
32 防火対象物定期点検業務	年1回 12/7実施	☒